

Press Release

2026年6月17日
電力広域的運営推進機関

定款第57条および業務規程第32条の43第3項の規定に基づき、 容量拠出金の滞納を行った会員の名称を公表します

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会員は、定款第55条の2第5項の規定に基づき、容量拠出金の納入が義務とされています。

本機関は、請求書に定めた納入期限までに容量拠出金を納入せず、複数回にわたる督促を受け、さらに催告書により指定した期限までに納入しない会員について、定款第57条および業務規程第32条の43第3項の規定に基づき、理事会の議決により、当該会員の名称を公表します。また、本機関より経済産業省資源エネルギー庁への報告を行います。

<公表の対象となった会員の名称> ()内は法人番号

- ・株式会社グルーヴエナジー (3500001023236)
- ・エコエンジニアリング株式会社 (8150001014885)

※公表対象となる容量拠出金：2026年1月度（2025年度1月） 容量拠出金

容量拠出金請求予定額通知日：2026年3月13日

請求書の発行日：2026年4月10日

請求書の納入期限：2026年5月8日

催告書の指定期限：2026年6月10日

※株式会社グルーヴエナジーには2025年4月に勧告を行い、2025年10月に制裁を科しています。

(参考) 定款等の規定事項

<定款第55条の2（容量拠出金）>

第1項 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

第5項 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

Press Release

<定款第 57 条（滞納者への対応）>

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

<業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告）>

第 1 項 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

第 2 項 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の 10 日とする。

第 3 項 本機関は、第 1 項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

以上

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力広域的運営推進機関 需給計画部 容量市場センター

マネージャー：福田、田中

電話：03-6634-6710

E-Mail：youryoushijo-c@occto.or.jp